

農地中間管理事業における貸付候補農地の取扱いについて

平成29年4月26日制定

平成30年8月27日改正

《福島県農地中間管理機構》
(公財) 福島県農業振興公社

1 目的

農地所有者等が農地中間管理機構（以下「機構」という。）に貸付を希望するものの、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第7条に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準（以下「基準」という。）に適合しない農地（以下「貸付候補農地」という。）について、機構が「貸付候補農地リスト」に登録し、その後のマッチングを推進する場合の取扱いについて定める。

2 貸付候補農地の区分

貸付候補農地は、次の2つの農地をいう。

(1) 「農地中間管理事業貸貸申出書」によるもの（Aリスト）

農地所有者が「農地中間管理事業貸貸申出書」（借入様式1号）により機構に貸出を申し出たものの、基準に適合しない農地であって「貸付候補農地リスト」に登録を希望するもの

(2) 「農地法第35条第1項に基づく通知」によるもの（Bリスト）

農地法第35条第1項に基づき機構に貸し出す意向がある農用地等として農業委員会から機構へ通知があったものの、「借入不可判断」をした農地

3 貸付候補農地リストの作成・管理

(1) 貸付候補農地リストの作成等

ア Aリストについては、「農地中間管理事業事務手続きマニュアル」Ⅰの1の(2)に定める農地所有者等一覧表（借入様式5号）に準じて貸付候補農地リストを作成し、市町村及び農業委員会へ通知する。（候補様式第1号）

イ Bリストについては、「農地中間管理機構における遊休農地事務手続きについて」3の(2)に定める様式1に準じて貸付候補農地リストを作成し、市町村及び農業委員会へ通知する。（候補様式第2号）

ウ 貸付候補農地リストの登録期間は2年間とする。

エ 登録期間が満了した農地について、貸付候補農地リストから除外する旨の農地所有者等への通知は行わない。

(2) 貸付候補農地リストの公表

機構は、「貸付候補農地リスト」の概要をホームページ等で公表する。(候補様式第3号)

4 マッチングの推進方法

(1) 貸付候補農地のマッチング等

農業委員会、市町村は及び機構の地域マネージャーは、「貸付候補農地リスト」を活用し機構にエントリーしている借り受け希望者を中心にマッチングを行うものとする。

(2) マッチングが成立した場合の手続き

ア Aリストの場合

「農地中間管理事業貸貸申出書」は既に提出されているので、通常の間借入の手続きを進める。

イ Bリスト場合

農地所有者等から「農地中間管理事業貸貸申出書」の提出を求め、通常の間借入の手続きを進める。

(3) 報告

市町村及び農業委員会は、「貸付候補農地リスト」の農地について、(2)によりマッチングが成立した場合、速やかに機構へ報告する。(候補様式第4号)

附則

1 この通知は、平成30年8月27日から施行する。

2 この通知による改正前に行われた「貸付候補農地リスト」へ登録した農地については、本通知により取り扱うものとする。